## 議案第171号

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、下記のとおり 市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

令和2年9月2日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

路線名	延 長 m	幅 員 m	起点	終点	重要な経過地
A 第 4 5 0 号線	13 60	2 50 ~ 2 90	さいたま市桜区大字 神田字横手503番 地先	さいたま市桜区大字 神田字横手504番 地先	
A 第 6 5 7 号線	17 60	2 00	さいたま市桜区大字 神田字作田122番 地先	さいたま市桜区大字 神田字作田120番 地先	
3 0 7 3 9 号線	49 50	4 00 ~ 4 90	さいたま市北区日進 町三丁目557番1 地先	さいたま市北区日進 町三丁目571番1 地先	
3 2 5 3 1 号線	12 70	5 00 ~ 6 00	さいたま市西区大字 指扇字向1326番 5地先	さいたま市西区大字 指扇字向1326番 2地先	